

被扶養者にかかる被扶養者状況調査(検認)へのご協力ありがとうございました



令和4年7月1日を基準日として実施した被扶養者状況調査(検認)につきましては、組合員および被扶養者の皆さまにお忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

共済組合では、組合員と同様に被扶養者に対しても医療保険の適用等、様々な給付を行っております。そのため、被扶養者としての認定に関しては、組合員との生計維持関係や収入状況等一定の要件を満たしていることが条件とされています。

今回の資格調査は、18歳以上75歳未満の被扶養者17,850人を対象に内容確認を行い、被扶養者としての資格を更新いたしました。

収入の増加や就職など異動にかかる手続き漏れが判明し、遡って扶養取消となったケースが多く見受けられましたので、例年、特に多く扶養取消の対象となる事例を紹介いたします。

今回の調査で取消となった事例

1 被扶養者が就職して、就職先の健康保険に加入した。

→共済組合の被扶養者資格は自動喪失とはなりませんので、扶養取消の申告を必ず行っていただくことになります。

2 パート・アルバイト等の収入額が増加し、年額130万円以上となってしまった。

→年間基準額を上回った場合、上回った年の1月1日に遡り扶養取消となります。

※ダブルワーク、トリプルワークが多く見受けられました。

なお、年額130万円未満であっても次のように月額基準額(108,334円)を超えた場合は、扶養取消を取り扱っておりますのでご注意ください。

①月々の収入が3カ月連続で108,334円以上となった場合は、最初に超過した月の初日

②連続する3カ月の平均給料が108,334円以上となった場合は、その3連続した月の中で月額基準額を最初に超過した月の初日

③ダブルワーク、トリプルワークをしている方については、その合計額が月額基準額となりますので、ご注意ください。

3 事業収入のある被扶養者の収入額が認定基準額を超えてしまった。

→事業収入(農業収入および不動産収入等を含む)は、年間収入額から本組合が認める経費を控除した額が被扶養者の収入となります。所得税法上は必要経費として認められる経費でも、被扶養者の認定では認められない経費もありますのでご注意ください。

なお、事業者である被扶養者においては、確定申告にかかる書類一式の写しを大切に保管してください。

4 年金受給開始や受給額の増加により認定基準額(年額180万円)を超えてしまった。

→年金の決定通知書や支払額変更通知書などで年金額の確認をしていただき、以下の事由などで収入の合計が180万円以上となったときは扶養取消の手続きをお願いします。

①年齢到達により厚生年金等が決定または改定され、収入が180万円以上となった。

②65歳到達により国民年金の老齢基礎年金の受給が始まり、収入が180万円以上となった。

③配偶者死亡による遺族年金を受給することになり、収入が180万円以上となった。

④病気等により障害年金を受給することになった、または障害程度が増進し年金額が増額となり、収入が180万円以上となった。

⑤すべての年金額の把握ができていなかったことで、収入が180万円以上となっていた。

5 仕送り(生計費)の送金確認が必要な別居の被扶養者について、定期的かつ継続的な送金が行えていない。また、証明する書類がない。

→別居の被扶養者(配偶者および学生を除く)については、継続的な毎月の仕送りによる生活費の援助が必要となり、不定期および一括での送金では被扶養者として認められないことになります。

また、生活費を現金で手渡ししている場合は、仕送りの事実を客観的に確認できないことから、扶養取消の対象となります。

【注意事項】

組合員と被扶養者が同住所でも、住民票上別世帯となる場合は、別居とみなします。

6 父母の合算収入が認定基準額を超えてしまった。

- 父母のどちらかを被扶養者として認定している場合であっても、夫婦相互扶助の観点から、父母双方の収入状況を確認する必要があり、認定対象者の収入が認定基準額未満であっても父母の収入合計額が収入基準額以上の場合、父母間で生計維持できるものとみなし、扶養取消の対象となります。父母の合算収入の認定基準額は、双方の収入状況により異なりますので、父母いずれかの収入に増加があった場合は、必ず認定基準額の要件を満たしているかどうかの確認をお願いいたします。

共済組合からのお願い

遡って扶養取消の対象となった期間については、扶養手当や医療費の返還が生じるほか、国民健康保険や配偶者の場合は国民年金に加入する費用も発生しますので、遡る期間が長いほど負担は大きくなります。

こまめに収入の確認を行い、被扶養者の収入が認定基準額を超過し扶養取消の対象となった場合は、早めの手続きをお願いいたします。

扶養認定の確認のポイント

扶養認定にかかる内容は共済組合ホームページでもご確認いただけます。(被扶養者の認定・取消 Q & A)

1

18歳以上60歳未満の方は、学生(夜間学部・通信教育を除く)または配偶者等、主として組合員の収入で生計を立てている方であれば原則被扶養者となることはできません。



2

毎年4月には、家族の卒業、進学、就職、退職等の状況を確認し手続き漏れがないようにしましょう!



3

パート・アルバイト収入のある方については、月額限度を超えていないかこまめに確認をしましょう!



4

確定申告をしている方は、年収が130万円以上になっていないか確認しましょう!



5

年金を受給されている方は、年金額改定通知書を確認しましょう!



6

別居している方への仕送りは毎月送金していますか? 送金明細等を紛失していませんか? 確認しましょう!

送金せず手渡し、1カ月でも送金を忘れた場合は、扶養の事実が確認できないため取消になります。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306